

# 建設業者監督処分簿

## 1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社住まいリング	代表者氏名	岡村 智恵美
主たる営業所の所在地	佐久市佐久平駅北24番地1		
許可番号	なし	許可を受けている建設業の種類	なし

## 2 処分に関する事項

処分年月日	平成29年6月1日	処分を行った者	長野県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第2項第2号該当）		
処分の内容			
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止			
1 停止を命ずる営業の範囲 建設業に係る営業の全部			
2 期間 平成29年6月15日から平成29年7月10日までの26日間			
処分の原因となった事実	主任技術者等の不設置、表示の制限違反、許可失効時の注文者への通知義務違反、請負契約に関し著しく不誠実な行為		
<p>有限会社住まいリングは、平成13年2月20日から平成28年2月19日まで建設業許可（建築工事業）を有していたが、専任技術者が平成25年12月31日に退職したにもかかわらず、建設業法第11条第5項に規定される変更の届出をせず、約2年1ヶ月の間、専任技術者が不在のまま営業を継続していた。</p> <p>専任技術者が主任技術者を兼務しており、退職により不在になったにもかかわらず、建設業法第26条第1項に違反して、工事現場に主任技術者を置かずに、複数の工事を施工していた。</p> <p>平成28年2月19日をもって許可が失効した後も、平成29年2月15日までの約1年間、建設業法第40条の2に違反して、自社のホームページ等に建設業許可番号を掲示し、注文者に対して建設業許可を受けた建設業者であると誤認させるとともに、建設業法第29条の3第1項後段に違反して、建設業許可が失効する前に契約を締結していた注文者に対して、建設業許可が効力を失った旨を知らせる通知をせずに、工事を継続して施工した。</p> <p>注文者との自宅新築等の請負契約において、太陽光発電設備工事等の追加を口頭により約束し、工事代金を前払いで受領するも履行していない。</p> <p>これらのことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。</p>			
その他参考となる事項			